

浦添市公共施設等包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1条 この要領は、浦添市公共施設等包括管理業務委託に係る公募型プロポーザルの審査要領について定めるものとする。

(審査の方法)

第2条 審査は、浦添市公共施設等包括管理業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の出席委員が審査する。

2 出席委員は、提案者が提出した企画提案書等及びその内容に沿ったプレゼンテーションについて、別紙1「評価基準」を基に採点し、全委員の点数を合計したものを得点とする。

(選定の方法)

第3条 得点が最も高かった提案を最優秀提案とし、次に高かった提案を優秀提案とする。

2 得点が最も高かった提案が複数あった場合には、見積額の低い提案者を上位とする。見積額も同額の場合は、出席委員の投票により決定するものとする。

(最低基準点)

第4条 最低基準点は満点の6割とし、最低基準点を満たさない提案事業者は選定の対象としない。

(庶務)

第5条 審査に係る庶務は、財務部行財政改革推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、選定委員会委員長が別に定める。